

参考資料集

— 目次 —

(調査協力インセンティブを高める制度)

参考 7-1	我が国の課徴金減免制度の概要	1
参考 7-2	諸外国におけるリニエンシー制度等の概要	2
参考 7-3	円滑な調査協力が得られなかった事例	5
参考 7-4	課徴金減免申請者から円滑な調査協力が得られなかった事例	6
参考 7-5	検査妨害等の罪に相当し得る事例	7
参考 7-6	諸外国における調査妨害に対する制裁制度及びその運用状況	9
参考 7-7	排除措置命令又は審決において違反行為の虚偽報告等を認定している事例	17
参考 7-8	不当な取引制限の立証要件・水準の国際比較	18
参考 7-9	審決が覆され、独占禁止法違反行為が存在しないとの判決に至った事例	19
参考 7-10	課徴金減免制度に関する過去の国会答弁等	20
参考 7-11	事件ごとの違反行為者数と減免適用事業者数	25
参考 7-12	EUのリニエンシー告示（仮訳）	29
参考 7-13	調査協力インセンティブを高める制度の相互関係（例）	40

我が国の課徴金減免制度の概要

参考7-1

カルテル等の発見・解明を容易にするために、違反事業者が公正取引委員会に対して自らの違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行えば、一定の要件の下で課徴金を減免する制度が平成17年独占禁止法改正法により導入された。平成21年独占禁止法改正法により対象事業者数が3社から5社に拡大されるとともに、同一企業グループ内の複数の事業者による共同申請が可能となった。

○ 調査開始前

- 1番目の申請者 ⇒ 課徴金を**免除**
- 2番目の申請者 ⇒ 課徴金を**50%減額**
- 3～5番目の申請者 ⇒ 課徴金を**30%減額**

適用要件

- ①調査開始前に違反行為に係る事実の報告及び資料を提出すること
 - ②調査開始日以後に、当該違反行為をしていないこと
 - ③公正取引委員会によって把握されている事実に係るもの以外の事実について報告ないし資料提供を行うこと(第4及び第5順位に限る)
- ※正当な理由なく、減免申請を行った旨を第三者に明かしてはならない(秘匿義務)

○ 調査開始後20営業日以内

- 5番目までの申請者 ⇒ 課徴金を**30%減額**

適用要件

- ①上記調査開始前の①及び③の要件に係る行為を調査開始日以後20営業日以内に行うこと
 - ②申請日以後に、当該違反行為をしていないこと
 - ③調査開始前の申請事業者数と調査開始後の合計申請事業者数が5社以内であり、かつ、調査開始後は3社以内であること
- ※正当な理由なく、減免申請を行った旨を第三者に明かしてはならない(秘匿義務)

- 減額率は一律・非裁量
- 同一企業グループ内の複数の事業者による共同申請も可能

減免失格事由

- ①虚偽の報告又は資料の提出を行った場合
- ②公正取引委員会の追加の報告・資料提出要請に対して、報告若しくは資料の提出をせず又は虚偽の報告若しくは資料の提出を行った場合
- ③他の事業者に対し当該違反行為を強要し又は当該違反行為をやめることを妨害した事実があるとき

【課徴金減免制度に基づき、事業者により自らの違反行為に係る事実の報告及び資料の提出が行われた件数】

年度	20	21(注1)	22	23	24	25	26	27	累計(注2)
申請件数	85	85	131	143	102	50	61	102	938

(注1) 平成21年独占禁止法改正法(平成21年法律第51号)により、平成22年1月1日から課徴金減免制度が拡充されている(①減免申請者数の拡大: 調査開始前と開始後で併せて5社まで(ただし、調査開始後は最大3社まで)に拡大する。②共同申請: 同一企業グループ内の複数の事業者による共同申請を認める。)

(注2) 課徴金減免制度が導入された平成18年1月4日から平成28年3月末までの件数の累計。

諸外国におけるリーニエンシー制度等の概要

		日本	EU	英国	仏国	独国	米国	韓国
減免額対象事業者の数	免除	1社	1社	1社	1社	1社	1社	1社
	減額	最大4社	無制限	無制限	無制限	無制限	×	1社
調査協力の度合いに応じた減額率の変動		×	○	○	○	○	—	×
全面的に調査に協力する義務の有無		×	○	○	○	○	○	○
リーニエンシー制度の枠組外での調査協力による減額		×	○	○	×	×	○ (司法取引)	○
調査協力の度合いに応じた減額率の変動		—	○	○	—	—	○	○

※ 公表されている法令やガイドラインから確認できる範囲で作成。

	日本 (独占禁止法)	EU (制裁金減免告示)	英国 (制裁金ガイダンス)	仏国 (商法典、リエンシエプログラムに関する手続告示)	独国 (制裁金減免告示)	米国 (刑事訴追免除方針, Model Corporate Conditional Leniency Letter)	韓国 (独占規制及び公正取引に関する法律, 同法施行令, 減免告示)
対象事業者数及び減額率	【免除】 1社(第7条の2第10項)	【免除】 1社(告示第8項)	【免除】 1社(ガイダンス3.13)	【免除】 1社(告示第15項, 同第17項)	【免除】 1社(告示第3項, 同第4項)	【免除(刑事訴追なし)】 1社(方針A, 同B)	【免除】 1社(施行令第35条第1項第1号)
	【減額】 ・事業者数は最大4社まで ・減額率の決定に裁量なし ➢ 事前2位:50% ➢ 事前3位～5位:30% ➢ 事後全て:30% (以上, 同条第11項, 同第12項)	【減額】 ・事業者数に制限なし ・最初に要件を満たした事業者:30～50%の範囲で裁量により減額率を決定(同第26項) ・2番目に要件を満たした事業者:20～30%の範囲で裁量により減額率を決定(同上) ・それ以降に要件を満たした事業者:20%までの範囲で裁量により減額率を決定(同上)	【減額】 ・事業者数に制限なし ・(免除対象事業者がいらない場合)最初に要件を満たした事業者:100%までの範囲で裁量により減額率を決定(同3.16, 3.17) ・それ以降に要件を満たした事業者:50%までの範囲で裁量により減額率を決定(同3.18-3.20)	【減額】 ・事業者数に制限なし ・最初に要件を満たした事業者:25～50%の範囲で裁量により減額率を決定(同第21項) ・2番目に要件を満たした事業者:15～40%の範囲で裁量により減額率を決定(同上) ・それ以降に要件を満たした事業者:25%までの範囲で裁量により減額率を決定(同上)	【減額】 ・事業者数に制限なし ・50%までの範囲で裁量により減額率を決定(同第5項)	【減額】 ・司法取引による減額	【減額】 ・事業者数は1社のみ(同項第3号) ・減額率の決定に裁量なし ➢ 50% (同上)
免除を受けるために必要な要件(情報を提供する時期, 提供情報の内容等に関するもの)	・公正取引委員会の調査開始日前に, 最初に, 公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った者であること(同条第10項)	【免除①】 ・申請時に, 欧州委員会が入立検査を実施する決定を下すに足る十分な証拠を有しておらず, かつ, 当該検査を実施していない場合に, 最初に, 欧州委員会が検査を行うことを可能とし得る情報及び証拠を提供すること(同第8項, 同第10項) 【免除②】 ・申請時に, 欧州委員会が違反の認定に足る十分な証拠を有しておらず, かつ, どの事業者も免除①による制裁金免除が認められていない場合に, 最初に, 欧州委員会が違反を認定し得る証拠(違反行為期間中に作成された証拠)を提供すること(同第8項, 同第11項)	・公正取引庁の調査開始前であって, 公正取引庁が違反行為を立証するための十分な情報を有していない場合に, 当該違反行為に関する証拠を最初に提供すること(同3.13) ・提供する証拠等は, 最低限, 信頼できる調査を進めるための十分な根拠を公正取引庁に与えるものでなければならない(同3.14)。	【免除①】 ・競争委員会が入立検査を行うことができる十分な情報を保有していない場合に, 当該検査を行うのに十分な証拠等を最初に提出すること(同第15項) 【免除②】 ・競争委員会が違反の存在の証明を可能とする十分な証拠等を有しておらず, かつ, どの事業者にも制裁金の条件付き免除が認められていない場合に, 当該違反の存在を証明するのに十分な証拠等を最初に提出すること(同第17項)	【免除①】 ・連邦カルテル庁が, 捜索令状を取得するのに十分な情報を有する以前に, 連邦カルテル庁が捜索令状を取得し得る証拠等を最初に提供すること(同第3項) 【免除②】 ・連邦カルテル庁が, 捜索令状を取得するのに十分な情報を有しているものの, 連邦カルテル庁が, 違反行為を立証するのに十分な証拠を有しておらず, かつ, どの事業者にも過料の免除が認められていない場合に, 連邦カルテル庁が違反行為を立証できるような証拠等を最初に提供すること(同第4項)	【免除①】 ・当該申請の内容となっている違反行為について, 司法省がどの情報源からも情報を得ていない場合に, 正直に, かつ, 完全な形で違反行為を報告すること(同A) 【免除②】(免除①の要件を満たせない場合) 調査開始の前後にかかわらず, 申請時点において, 当該申請の内容となっている違反行為について, 司法省が当該企業を有罪とするだけの証拠を有していない場合に, 最初に正直に, かつ, 完全な形で違反行為を報告すること(同B)	【免除①】 ・韓国公正取引委員会が調査を開始しておらず, 違反行為に関する情報を入手しておらず, 又は, 違反行為を立証するのに十分な証拠を有していない場合に, 違反行為を立証するのに必要な証拠を提出すること(同条第1項第1号)。 【免除②】 ・韓国公正取引委員会が既に調査を開始したものの, 違反行為に関する情報を入手していない場合, 又は, 違反行為の立証に必要な証拠を十分に有していない場合に, 調査に協力して違反行為を立証するのに必要な証拠を提出すること(同条第1項第2号)。

	日本	EU	英国	仏国	独国	米国	韓国
減額を受けるために提供する情報の内容に係る要件	【調査開始日前の2位, 3位】 ・当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出(同条第11項) 【調査開始日前4位, 5位, 調査開始日以後】 ・当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出(公正取引委員会が既に把握している事実に係るものを除く)(同条第11項, 同条第12項)	・違反行為について, 重大な「付加価値」※を持つ証拠を欧州委員会に提出すること(同第24項) ※付加価値 「付加価値」の概念は, 提供された証拠が, その性質及び(又は)詳細の度合いによって, 欧州委員会の立証能力を強化する程度に関連する(同第25項)。	【最大100%の減額】 ・公正取引庁の調査に重要な付加価値を加える証拠等であること, すなわち, 真に調査を進展させる情報を含んでいなければならない(同3.16)。 【最大50%の減額】 ・最低限, 公正取引庁の調査に重要な付加価値を加える証拠等, すなわち, 真に調査を進展させる情報でなければならない(同3.18)。	・競争委員会が既に所有している証拠に関して重要な付加価値※を有する証拠を提出しなければならない(同第19項)。 ※「付加価値」の概念は, 証拠の性質や詳細により, 競争委員会の立証能力を強化する程度に関連する(同上)。	・違反行為の立証に重要な貢献を行う情報等を提出すること(同第5項)	-	違反行為の立証に必要な証拠を提出すること(同条第1項第3号)
減額率決定における考慮要素等	減免申請の順位と時期のみによって, 非裁量的に決定	・重大な付加価値を有する証拠が提出された時点と付加価値の程度を考慮して裁量的に決定(同第26項)	・全体としての付加価値※を考慮して決定(同3.17, 同3.19) ※付加価値(同上) ・「付加価値」は, 申請が行われた時期, 公正取引庁が既に保有している証拠等及び事業者から提出された情報等の証明力に左右される。 ・協力の全体的なレベルも考慮される。	・提出された証拠が持つ重要な付加価値の程度, 申請順位, 証拠の提出時期が勘案され, 裁量的に決定される(同第20項)	減じられる額は違法な協定の解明の貢献度と申請順位により裁量的に決定される(同第5項)		申請の順位により非裁量的に決定
協力義務	・規定なし ・課徴金納付命令等までの間に, 報告又は資料の提出を追加して求めることができる(同条第16項)。	・申請時から欧州委員会による手続の終了時まで, 誠実に, 全面的に, 継続的かつ迅速に協力する(同第12項) ・上記の協力には, 以下のものが含まれる(同上) ➢ 違反行為に関する全ての関連する情報及び証拠を速やかに提供すること ➢ 事実認定に資する 欧州委員会のいかなる要求に対しても迅速に応えること ➢ 欧州委員会による聴取に現職の従業員及び役員(可能であれば退職者を含む。)を対応させること ➢ 違反行為に関する証拠を毀損, 改ざん又は隠匿しないこと ➢ 申請を行ったこと及び申請の内容を開示しないこと	・公正取引庁の審査期間中, かつ, 公正取引庁が審査の結果として何らかの措置(刑事手続等を含む)を採るまで, 継続的かつ完全な協力を維持すること(同3.13, 3.16, 3.18)。 ・協力義務のほか, 違反行為への関与の自認等もリニエンシーの要件となっている(同上)。	・申請時から競争委員会による調査手続の全面的に協力すること(同第3項, 同第4項, 同第5項) ・申請者は特に次の義務を履行しなければならない(同第6項～同第10項) ➢ 違反行為に関する全ての関連する情報及び証拠を速やかに提供すること ➢ 申請者が競争委員会に明らかにした事実を争わないこと ➢ 事実認定に資する競争委員会のいかなる要求に対しても迅速に応えること ➢ 競争委員会による質問に代理人, 現職の従業員(可能であれば退職者を含む。)を対応させること ➢ 証拠を毀損, 改ざん又は隠匿しないこと ➢ 申請を行ったこと及びその申請の内容を公表しないこと	・手続の全期間中, 連邦カルテル庁に継続的かつ全面的に協力すること(同第3項, 同第4項, 同第5項) ・申請者は特に次の義務を履行しなければならない(同第6項～同第10項) ➢ 連邦カルテル庁の求めがあり次第, 直ちに, 違反行為への関与を止めること ➢ 減免がなされるまでの間, 全ての情報及び証拠(制裁金の算定にとって重要なものを含む)を提供すること ➢ 連邦カルテル庁に協力していることを秘匿すること ➢ 違反行為に関与した全ての従業員(退職したものを含む)の名前を示し, これらの者が手続中に連邦カルテル庁に全面的, かつ継続的に協力することを確保すること	【免除】申請者が, 違反行為について誠実, かつ完全に報告し, 司法省の捜査の間, 全面的かつ継続的に協力すること(同A, 同B) ・この協力には次のものが含まれる(Model Corporate Conditional Leniency Letter 2)。 ➢ 申請者が違反行為について知っている事実を詳細に説明すること ➢ 司法省に求められた違反行為に関する全ての文書, 情報等を速やかに提供すること ➢ 現職(及び退職した)役職員の協力を確保し, それらの者が司法省に違反行為に関する情報を自発的に提供することを促すことに最大限努める。 ➢ 現職の(及び退職した)役職員が聴取や宣誓に出頭しやすくすること ➢ 現職の(及び退職した)役職員が聴取, 大陪審手続及び公判において, 全ての質問に答えることを確保することに最大限努める。 ➢ 現職の(及び退職した)役職員が不正に他社等を庇ったり, 巻き込んだりしないことを確保することに最大限努める ➢ 違反行為により被害を受けた者に賠償を行うための全ての合理的な努力を行うこと 【減額】通常, 反トラスト法違反事件に基づく司法取引では捜査機関への協力義務が含まれ, 事業者等は, 捜査・公判の終了まで継続的な協力義務が課される。	・違反行為に関する全ての事実について陳述し, 関連資料を提出するなど, 調査が終了するまで誠実に協力しなければならない(同条第1項第1号, 同条第2号, 同条第3号)。 ・誠実に協力したかどうかを決定する際には, 次の事項が考慮されるものとする(告示第5条)。 ➢ 違反行為に関する全ての事実を速滞なく自供したかどうか ➢ 違反行為に関する全ての資料を速やかに提出したかどうか ➢ 事実を確認する必要に応じ, 韓国公正取引委員会の求めにすばやく対応し, 韓国公正取引委員会に協力したかどうか ➢ 韓国公正取引委員会の聴取や検査において, 委員会に継続的, かつ, 誠実に協力することに最大限努めたかどうか ➢ 違反行為に関する証拠や情報を毀損し, 捏造し, 変造したかどうか ➢ 第三者に違反行為又はリニエンシー申請について漏洩したかどうか。

円滑な調査協力が得られなかった事例

立入検査における事例

- ・ 立入検査先の社長は、当初、ビルの2階には会社関係の書類を置いていないと言っていたが、実際には営業関係の書類がビルの2階に置かれていた。
- ・ 関係書類が、自宅、女子更衣室、経理部のパソコン等に隠匿されていた。

供述聴取における事例

【供述聴取拒否事例】

- ・ 供述聴取をするため、審査官が相手方を何度呼び出しても、用事がある、任意なので、都合が悪ければ応じる必要がないはずだ、弁護士からもそう言われているとして、呼び出しに応じなかった。
- ・ 供述聴取の際に、夕方になると「時間になったので帰ります。」と言って一方的に退室してしまい、それ以上の供述聴取を行うことができなかった。

【供述聴取への対応に関する事例】

- ・ 供述聴取の冒頭、まだ何も話を聴いていないにもかかわらず、「今日は署名押印しない。」と、いかなる内容の調書であっても署名押印しない旨を申し出た。
- ・ 供述聴取の際に、審査官の質問に対して、「記憶にない。」「物証があるなら見せてくれ。」との発言を繰り返し、「そういう対応はおかしくないか。」と審査官が指摘したところ、「弁護士からは『物証がある範囲で答えればよい。』と言われている。」と回答した。
- ・ 供述聴取中、都合の悪い質問をすると、声を荒げたり、審査官を指差したりする等して威嚇する態度に終始した。
- ・ 供述聴取の際に押し黙ったまま、一切、言葉を発しなかった。
- ・ 審査官が録取した調書の内容について、「間違いはないが何かひっかかる。」とのみ述べ、審査官がその内容について説明を求めても同様のことを繰り返すのみであった。

【その他】

- ・ 供述聴取中に審査官の目を盗んで違反行為の存在を示す留置物を持ち出し、トイレのゴミ箱に捨てた。

課徴金減免申請者から円滑な調査協力が得られなかった事例

事例 1 事業者として課徴金減免申請を行っているにもかかわらず、以下の非協力的な行為が行われた。

- ・ 供述聴取において、課徴金減免申請の際に報告があった事実について担当者に確認しようとしたところ、押し黙ったまま、一切言葉を発しなかった。また、物証を提示しても不合理な説明に終始するほか、記憶にないと主張し、ほぼ否認に終始した。
- ・ 他の証拠等から複数の物件に関与していたことが明らかであるにもかかわらず、課徴金減免申請に係る書類において、自社が受注した一物件は他社から協力を得て受注したが、他社の受注に協力した事実はない旨の報告及び資料の提出がなされた。その後、課徴金減免管理官から、現状では違反行為に係る報告等が行われたものとは考えられず、最終的に有効な減免申請がなされたと認められる可能性は低いことを伝えたが、報告できるものはこれだけである旨の回答があった。

事例 2 課徴金減免申請者に対し、以下のとおり、弁護士が非協力的な対応を勧めた。

- ・ 減免申請者に対し、その代理人の弁護士は、課徴金減免申請に係る報告内容が不十分だとしても虚偽の報告ではないから減免失格になることはなく、公取委に協力して報告内容以上の情報提供を行う必要はなく、報告した内容以外は否認すべきなどと助言を行った。

検査妨害等の罪に相当し得る事例

立入検査における事例

【検査拒否】

- ・ 常務に立入検査の趣旨を説明し、検査の了解を得て検査を開始したところ、社長が現れていきなり「何をしているんだ。帰れ。」と大声で叫び、審査官を突き飛ばした。
- ・ 立入検査の趣旨の説明の際に、関係人の会長は「独禁法は悪法」、「談合の何が悪いのか。」、「検査に当たっては令状を出せ。」等の発言をし、審査官に対して肩を掴んで押す等した上で立入検査を拒否した。

【提出拒否】

- ・ 立入検査の際に、必要な資料についての提出命令を行ったところ、提出拒否をしたので、審査官が一旦検査場所から退去して再度提出命令を行ったところ、証拠の一部が抜き取られ、破棄されていた。
- ・ 立入検査中、審査官が留置しようと所持していた物件を取り返そうとして関係人が当該物件に掴みかかってきた。さらに、当該物件を両手で抱えていた審査官の腕の隙間に手を差し入れて当該物件を奪取しようとした。

【証拠隠滅】

- ・ 立入検査の際に、従業員が使用しているごみ箱に、違反被疑事実に関する文書が破り捨てられていた。
- ・ 立入検査の際に、物件の受注に関し、調整役に対して謝礼金を支払っていたことを示す文書を審査官の前で破いた。
- ・ 立入検査の際に、従業員が自社から支給され、自身で使用している携帯電話の「電話番号帳」及び「発着信履歴」の記録全てを消去した。また、自身で使用しているクライアントパソコンのメールデータも消去した。
- ・ 立入検査の際に、営業担当部長の手帳から他社との会合が開催された日やそれに関連する記載を消した形跡が確認されたため、当該部長を追及したところ、カルテルのことが公取委に発覚するとまずいと考え、消した旨を供述した。
- ・ 立入検査の際に、事務室の壁に貼ってあった違反被疑事実に関する資料を剥がして机の中に隠匿した。
- ・ 立入検査の際に、従業員が机の上にあった他の入札参加業者とのやり取りを示す文書を手で丸めてズボンのポケットに隠匿した。
- ・ 立入検査の趣旨の説明中に、従業員が書類を所持して隣の部屋に出て行き、入札談合を行っていたことを示す書類一式を隠匿しようとした。

検査妨害等の罪に相当し得る事例

供述聴取における事例

- ・ 担当者が呼び出しに応じず、本人が電話に出た場合は日程を引き延ばし、本人以外が電話に出た場合は毎回「当人は出張でいない」という対応をした。出頭を命令した際も、「正当な理由がある」として出頭を拒否した。出頭に応じても、審査官が出頭命令書を渡すとそのまま帰ってしまうこともあった。
- ・ 出頭命令に応じてもほとんど供述をせず、「忘れた」、「知らない」を繰り返すのみであった。審査官が物証を提示しても、「覚えていない」、「誰が書いたのか分からない」という回答であった。自分の経歴についてさえ、違反被疑事実に関係していた部署に所属していたことに関しては全く供述せず、提出を求めた経歴書にも当該部署に所属していた事実を記載しなかった。

報告命令における事例

- ・ 報告命令に対し、報告書を期限内に提出しないため、何度も督促をしたところ、期限の数週間後によりやく提出した。その後も、「報告すべき物件が抜けていた」、(こちらから問題点等を指摘すると)「金額が違っていた」等の理由により、一度提出した報告書の撤回を求め、再提出を繰り返した。
- ・ 報告命令を行ったところ、記載漏れや押印漏れが多く、再度記載してもらおうよう依頼したが、多忙を理由に報告書の再提出はされなかった。

諸外国における調査妨害に対する制裁制度及びその運用状況

参考 7-6

	調査妨害等に対する制裁制度の概要
日本	・独占禁止法第47条1項第4号又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者や第47条第1項第1号又は第2項の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者等に対し、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する(独占禁止法第94条)。現在まで適用事例なし。
EU	・事業者が当局の調査に対して協力を拒否又は妨害をした場合には制裁金を加算することができる(制裁金ガイドライン28項)。 ・事業者又は事業者団体が第20条第4項(検査を命じる決定)に基づく決定による検査の拒否等を行った場合、当該事業者の直前の事業年度の総売上高の1パーセントを超えない範囲で制裁金を課することができる(理事会規則1/2003号規則第23条1項)。 ・第20条第4項(検査を命じる決定)に基づく決定により欧州委員会が命じた検査に従うこと等を事業者又は事業者団体に強制するため、1日当たり当該事業者の直近事業年度における平均日間売上高の5パーセントを超えない範囲で、決定により指定された日から起算された履行強制金を課することができる(理事会規則1/2003号規則第24条1項)。
英国	・事業者が当局の調査を遅延させるような不当な行動を継続的・反復的に行った場合、制裁金が加算され得る(制裁金ガイドライン2.14)。
仏国	・事業者が不完全・不正確な情報を提供したり改ざんされた書類を提出したりして当局の調査を妨害した場合、制裁金(financial penalty)が課され得る(商法典第L.464-2条5項)。
独国	・事業者が故意又は過失により、当局に情報の提供や資料の提出をしなかった場合、制裁金が課され得る(競争制限禁止法第81条2項6号・7号)。
米国	・事業者が当局による捜査を故意に妨害し、妨害しようとし、又は妨害行為の発生を防止するための合理的な措置を採らなかった場合、罰金を増額できる(量刑ガイドライン8章C2.5e)。 ・司法の適正な運営を妨げ、又は妨げることを試みた場合等に、20年以下の禁固刑若しくは罰金刑又はこれらを併科する(司法妨害・合衆国法律集18編1503条)。 ・裁判所、連邦職員又は私人の前で、連邦法に従って、真実を述べる旨又は真実を記載した書面に署名する旨宣誓した上、意図的に、かつその宣誓に反して、真実とっていない重要な事柄を供述し、又は署名した者は、罰金若しくは5年以下の禁固刑に処し、又はこれらを併科する(偽証・合衆国法律集18編1621条)。 ・裁判所又は大陪審の手続において、宣誓の上、虚偽であることを知りながら、重要な事柄について虚偽の供述をし、又は重要な事項について虚偽の内容を含むと知りながら文書等を使用した者は、罰金若しくは5年以下の禁固刑に処し、又はこれらを併科する(虚偽供述・合衆国法律集18編1623条)。
韓国	・公正取引法第50条第2項の規定に基づく当局の調査の際に事業者が調査を拒否・妨害又は忌避した場合、40%以下の範囲で課徴金を増額できる(課徴金賦課告示IV3のロ)。 ・公正取引法第50条第2項の規定に基づく当局の調査の際に資料の隠匿・廃棄、接近拒否又は偽造・改ざん等により調査を拒否・妨害し又は忌避した事業者又は事業者団体には2億ウォン以下、事業者又は事業者団体の役員又は従業員その他利害関係人には5000万ウォン以下の過料に処する(法第69条の2第1項)。

EUにおける調査妨害に対する制裁金の増額事例 ①

決定日(注)	事件内容	対象事業者	加算率	決定書における増額理由	備考
2007/11/20	ビデオテープカルテル (COMP/38432)	Sony	30%	- 立入検査時において、Sony Europe Holding BVの代表者は、<u>欧州委員会による口頭質問への回答を拒否した。</u> - また、Sony United Kingdom Limitedの従業員は、「<u>競争事業者の価格設定 (Competitors Pricing)</u>」と題するファイルの書類をシュレッダーにかけた。	・欧州裁判所の情報なし
2006/09/20	銅管継手カルテル (COMP/38121)	Advanced Fluid Connections	50%	- 異議告知書への回答時において、Advanced Fluid Connectionsは、違反期間を含む2001年から2005年の間に<u>他の違反事業者であるFraboと連絡をとった覚えがない旨の自社従業員の証言が書かれた陳情書を欧州委員会に提供した。</u> - しかし、欧州委員会がFraboから入手した複数の電話料金請求書には、2002年4月から2003年7月までの間、FraboがAdvanced Fluid Connectionsに対し<u>少なくとも28回連絡を取っていたことが示されていた。</u>	・第一裁判所も欧州委員会の決定を支持 (Case T-384/06 2011/3/24判決)

EUにおける調査妨害に対する制裁金の増額事例 ②

決定日(注)	事件内容	対象事業者	加算率	決定書における増額理由	備考
2006/09/13	アスファルト 原材料 カルテル (COMP/38456)	Koninklijke Wegenbouw Stevin (KWS)	10%	・ 立入検査時において、KWSは、<u>欧州委員会による調査への協力を拒否したため、検査官は立入検査先に入ることができず、また、KWSの管理部門の従業員と話をすることもできなかった。</u> ・ このため、欧州委員会は、立入検査を実施するため、オランダ競争当局及びオランダ警察の支援を要請しなければならなかった。	・ 第一裁判所も欧州委員会の決定を支持 (Case T-357/06 2012/9/27判決)
2005/11/30	工業用 プラスチック袋 カルテル (COMP/38354)	Bischof + Klein	10%	・ Bischof + Kleinの従業員の一人は、再三警告したにもかかわらず、<u>立入検査中に欧州委員会の検査官が選択した文書を破壊した</u>(しかし、Bischof + Kleinはその後直ちに当該文書のコピーを欧州委員会に提供した。)	・ 欧州裁判所の情報なし

(注) 2004年1月から2014年3月末日までにおいて、調査非協力による制裁金増額が認められているものを記載(欧州委員会HPIにおいて公表されている決定書を基に作成)。

EUにおける理事会規則23条1項に基づく調査妨害に対する制裁金賦課事例

決定日(注1)	事件名	制裁金額(注2)	検査妨害の内容	備考
2012/03/28	EPH and others (COMP/39793)	250万ユーロ (約3億5000万円)	- 立入検査時において、メールを調査するために検査官のみが閲覧できるように設定したパスワードが編集された。 - また、キーパーソンに届くはずのメールについて、検査官が調査できないように対象のサーバーから移動された。	- 第一裁判所も欧州委員会の決定を支持 (Case T-272/12 2014/11/26判決) - 本案は打切り。 (2013/06/24)
2010/05/24	Suez environnement - breach of seal (COMP/39796)	800万ユーロ (約11億円2000万円)	立入検査時において、1日目終了する際に関係書類の一時保管場所として、欧州委員会がLyonnaise des Eaux(Suez environnement の子会社)の執務室に施した封印が破られた。	本案は打切り。 (2013/04/23)
2008/01/30	E.ON (COMP/39326)	3800万ユーロ (約53億円2000万円)	立入検査時において、1日目終了する際に関係書類の一時保管場所として、欧州委員会がE.ONの執務室に施した封印が破られた。	- 第一裁判所も欧州委員会の決定を支持 (Case T-141/08 2010/12/15判決) - 本案は確約決定。 (2010/05/04)

(注1) 2004年1月から2014年3月末日までにおいて、理事会規則23条1項に基づく検査妨害に対する制裁金賦課が認められているものを記載(欧州委員会HPにおいて公表されている決定書及び公表文を基に作成)。

(注2) カッコ内の金額は、1€=140円で換算した金額。

諸外国における調査妨害に対する制裁金等の賦課・加算事例等

国名	時期	事例の概要	制裁の内容
米国	2002年	炭素繊維産業におけるカルテル事件において、東邦テナックス、同社の米国子会社及び東邦テナックスの役員が、連邦大陪審が命じたサピーナ(文書提出令状)の対象罪証を隠蔽するなどの司法妨害。	・東邦テナックスに対し30万ドルの罰金、同社の米国子会社に対し20万ドルの罰金
ポーランド	2002年	電話市場における支配的地位濫用事件に係る立入検査において、PTKセントラル社が、当局による自社のファイルの調査を拒絶。	・法人に対し4500ユーロ、個人に対し3500ユーロの制裁金
チェコ	2003年	パンのカルテル事件に係る立入検査において、経営者が、当局がメールを開封するのを拒絶し、一部のメールについては当局から取り上げるなどの妨害。	・法人に対し約1万2000ユーロの制裁金
米国	2003年	炭素ブラシのカルテル事件において、資料を改ざん・破棄するなどの司法妨害。	・法人に対し100万ドルの罰金、役員個人に対し4～6か月の禁固刑(司法取引) ・また、一部の役員個人は英国へ移送、一部の法人に対してはカナダ当局が55万カナダドルの罰金(司法取引)
スロバキア	2004年	保険会社によるカルテル事件に係る立入検査において、日記やメールの提出を拒絶。	・法人に対し約16万5000ユーロの制裁金
米国	2004年	餌用金魚のカルテル事件において、大陪審が命じたサピーナ(文書提出令状)の対象書類の作成を意図的に遅らせるなどの司法妨害。	・法人に対し17万5000ドルの罰金(司法取引)

諸外国における調査妨害に対する制裁金等の賦課・加算事例等

国名	時期	事例の概要	制裁の内容
韓国	2005年	石油化学会社に対する立入検査において、従業員が当局から証拠物を盗み、事務所の外へ持ち出すなどの妨害。	・4人の従業員に対し合わせて1億8500万ウォンの過料
韓国	2005年	製粉業者に対する立入検査において、従業員が証拠物を破壊するなどの妨害。	・妨害を行った従業員及び役員に対し合わせて1000万ウォンの過料
韓国	2005年	鋼板製造業者に対する立入検査において、支店長が従業員に証拠物の持ち出し、破壊を指示するなどの妨害。	・支店長に対し5000万ウォンの過料
米国	2006年	日本企業であるCMET社が、合併審査に際し、情報の秘匿、虚偽の陳述等の妨害。	・法人に対し10万ドルの罰金（司法取引）
ルーマニア	2008年	ルーマニア内の銀行に対する立入検査において、当該銀行の本社へのアクセスを遅らせるなどの妨害。	・約500万ユーロの制裁金
ポーランド	2011年	モバイルテレビのカルテル事件に係る立入検査において、約90分待機させるなど調査員のアクセスを妨害。	・3300万ユーロの制裁金

諸外国における調査妨害に対する制裁金等の賦課・加算事例等

国名	時期	事例の概要	制裁の内容
スペイン	2011年	フェリー運送業のカルテル事件に係る立入検査において、必要な人物へのアクセスを妨害。	・200万ユーロの制裁金
韓国	2012年	サムスン電子の社員らが当局の調査員の立入を遅らせている間に、調査対象部署の社員が関連資料を破棄し、コンピューターを交換したりコンピューターに保存された資料を削除するなどの妨害。	・役員個人2名に対しそれぞれ5000万ウォン、法人に対し3億ウォンの過料、課徴金の加重23億8000万ウォン
米国	2012年	韓国企業の役員が、合併審査に係る提出資料を改ざんするなどの司法妨害。	・役員個人に対し5か月の禁固刑、法人に対し20万ドルの罰金刑(司法取引)
ギリシャ	2012年	小麦粉のカルテル事件に係る立入検査において、虚偽の情報を当局に伝え、重要書類を持ち去るなどの妨害。	・20万ユーロの制裁金
韓国	2012年	システム統合業者のSK C&Cの社員が、当局の係官が席を外した間や係官を外に誘い出した間に資料を持ち出すなどの妨害。	・社員個人3名に対し合わせて9000万ウォン、法人に対し2億ウォンの過料
米国	2014年	自動車に組み込まれるヒーターコントロールパネルの価格カルテル事件において、デンソーの元幹部が競合他社との情報交換に関する電子メール及び電子文書を削除した司法妨害。	・元幹部個人に対し1年1日の禁錮刑

諸外国における調査妨害に対する制裁金等の賦課・加算事例等

国名	時期	事例の概要	制裁の内容
米国	2014年	自動車部品のカルテル事件において、東海理化の役員が部下に対し、違反行為に関する証拠を含むかもしれない書類を破棄し、電子データを削除するよう指示した司法妨害。	・司法省により告発された(係争中)
米国	2016年	自動車部品のカルテル事件において、幹部と元幹部の2人が、Eメールと電子記録媒体を削除し、競合他社との情報交換に関する書類を破棄するなど捜査を妨害した。うち幹部1人はもう一方に対し、携帯電話から電話番号と通話記録を削除するようにすること、パソコンから競合他社との情報交換に関するデータを削除することを指示し、司法妨害を行おうとした。	・司法省により告発された(係争中)
スロバキア	2016年	会社の代表者が、当局の立入検査中には当局の立ち合いなしに従業員と話をしないようにという指示を守らなかったことが妨害とされた事例	・法人に対し1077ユーロの制裁金

(注)公表情報を基に作成。

排除措置命令又は審決において違反行為の虚偽報告等を認定している事例

参考7-7

措置日	事件名	命令又は審決における認定部分
平成28年9月6日 (平成28年(措)第9号)	東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加業者に対する件	20社は、東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、平成23年8月下旬頃にNEXCO東日本東北支社から独占禁止法違反行為の疑いに係る事情聴取を受けた際に、独占禁止法違反行為を行っていない旨を説明し、同行為を行っておらず今後も同行為を行わない旨の誓約書をNEXCO東日本東北支社に提出したにもかかわらず、その後も違反行為を継続した・・・
平成27年10月9日 (平成27年(措)第8号)	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線消融雪設備工事の入札参加業者らに対する件	11社は、北陸新幹線消融雪設備工事について、平成24年3月頃に鉄道・運輸機構から独占禁止法違反行為の疑いに係る事情聴取を受けた際に、独占禁止法違反行為を行っていない旨を説明し、又は同行為を行っておらず今後も同行為を行わない旨の誓約書を鉄道・運輸機構に提出したにもかかわらず、その後も違反行為を継続した・・・
平成22年4月9日 (平成22年(措)第9号)	川崎市が発注する下水管きょ工事の入札参加業者に対する件	川崎市発注の特定下水管きょ工事について、23社のほとんどすべてが、平成20年5月ころから同年10月ころまでの間に川崎市から独占禁止法違反行為の疑いに係る事情聴取を受けた際に、独占禁止法違反行為を行っておらず今後も同行為を行わない旨の誓約書を川崎市に提出したにもかかわらず、違反行為を行っていた・・・
平成22年3月23日 (平成17年(判)第14号)	岩手県が条件付一般競争入札等の方法により、Aの等級に格付している者のうち、同県内に本店を置く者のみを入札参加者として発注する建築一式工事の入札参加業者に対する件	トラスト・メンバーズが受注調整を行っているとの情報が岩手県に寄せられ、I氏らが岩手県の事情聴取を受けたにもかかわらず、トラスト・メンバーズの関係者は、受注調整をやめることなく、会の名称変更等の発覚防止のための措置を講じつつ、その後も引き続き従前同様の受注調整を継続した。
平成21年9月6日 (平成17年(判)第23・24号)	日本道路公団が支社、建設局及び管理局において一般競争入札、公募型指名競争入札又は指名競争入札の方法により鋼橋上部工工事として発注する工事の入札参加業者に対する件	被審人2社を含む本件違反行為者は、立入検査を受けた平成16年10月5日以降も、本件違反行為を止めることはなく、かえって、受注予定者の割り付け替えなど、本件違反行為の発覚を防ぐ措置を講じて本件違反行為を継続してきた・・・

(注) 平成18年度以降の排除措置命令又は審決で認定されているものから抜粋。

不当な取引制限の立証要件・水準の国際比較

	米国	EU	日本
禁止規定	○シャーマン法1条 数州間又は外国との取引又は通商を制限する全ての契約、トラストその他の形態による結合または共謀は、これを違法とする。ここで違法とされる契約を締結し、結合し、又は共謀する者は重罪を犯したものと…する。	○EU機能条約第101条1項 加盟国間の取引に影響を与えるおそれがあり、かつ域内市場の競争の機能を妨害し、制限し、若しくは歪曲する目的を有し、又はかかる結果をもたらす事業者間のすべての協定、事業者団体のすべての決定及びすべての共同行為であって、特に次の各号の一に該当する事項を内容とするものは、域内市場と両立しないものとし、禁止する。 (略)	○独占禁止法 2条6項 この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。 3条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。
立証水準	○刑事訴訟においては、合理的な疑いを超える程度の立証が要求されるが、カルテル事案は当然違法(価格に関する共謀はただで違法であり、その合理性、効果、影響、損害の有無等は一切問題とされない)とされており、どの市場で競争が制限されたのかを立証する必要はない。 ○価格に関する共謀行為は、合意に関する直接証拠なしで推認可能であり、実務上も、直接証拠によって共謀行為が認定されることは稀であり、並行行為とともに共謀の推論を支える状況証拠(会合・情報交換等)により共謀行為を認定することが許されている。 ○民事訴訟の立証水準は51%の心証でよく(証拠の優越)、立証責任の転換、状況証拠の活用が大胆に図られ、相当程度原告の立証負担が軽減されている。	○カルテル事案における違反の目的又は効果の立証については、競争制限の目的のみを立証すればよく、具体的な競争制限効果を立証する必要はない。 ○事実の推定が広範に認められており、証拠の優越(民事の立証水準)よりは慎重な認定が求められているものの、 ・価格引き上げの目的については、①会合に参加した事実(出張日程等)と、②会合の議題を示すアジェンダ、上司への報告等があれば推認される。 ・協調行動を行った当事者間で会合がある場合、会合での具体的な結論が明らかにならなくとも、協調行動を認定することができる。 ・価格情報の交換それ自体を違反と認定することや、情報交換から価格協定を認定することも可能。	○共同行為の存在に加えて、一定の取引分野・競争の実質的制限の立証も必要。 ○立証水準は高く「高度の蓋然性」(注)が必要。 (注)経験則に照らして関係する全証拠を総合的に検討し、特定の事実が存在したことを是認し得る高度の蓋然性を証明すること。 ○カルテルのリニエンシー事案であっても、合意の内容を固める立証が必要である。 ○どの範囲の商品や物件につきどのような内容の合意をしたかがカルテル立証の決め手(必要不可欠な構成要件)であって、①ある時点における②カルテルの実施についての具体的な内容の固まった③最終的な合意の④成立が要証事実と考えられており、状況証拠からの推定がほとんど認められない。

(参考)井上朗『EU競争法の手続と実務』(民事法研究会, 2016年4月), 上杉秋則『独禁法国際実務ガイドブック』(商事法務, 2012年5月), 宮川裕光「米国・EU・中国競争法比較ガイドブック」(中央経済社, 2010年3月), 渡邊肇『米国反トラスト法執行の実務と対策』(商事法務, 2009年12月), 越知保見『日米欧独占禁止法』(商事法務, 2005年10月), 公正取引委員会競争政策研究センター『カルテル事件における立証手法の検討』(2013年6月), 公正取引委員会競争政策研究センター『カルテル・入札談合における審査の対象・要件事実・状況証拠』(2007年7月)

審決が覆され、独占禁止法違反行為が存在しないとの判決に至った事例 (審決取消訴訟)

年度(注1)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
審決取消訴訟が提起された件数(注2)	1	3	0	2	4	4	2	2	3	21
独占禁止法違反行為が存在しないとの判決に至った件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注1) 東京高裁に訴訟が提起された年度。

(注2) 平成17年改正後の独占禁止法が適用された事件に限る。

※参考

審判手続において、原処分が覆され、独占禁止法違反行為が存在しないとの審決に至った事例は1件のみであり、当該1件の審決も後の訴訟で取り消されている。

(1) 平成17年導入時

ア 課徴金減免制度の制度趣旨

平成16年11月17日(衆)経済産業委員会 竹島公正取引委員会委員長

課徴金減免制度、欧米ではリーニエンシープログラムと言われるものですが、これを導入していないのは主な国で日本だけでございます。お隣の韓国も含め、もうすべての国と言っているくらいこれを導入しております。この趣旨は、独占禁止法違反行為というのは密室で行われ、かつ証拠を残さない。疑わしきは罰せずというハードルを越えるためには、当局としては大変であるということは各国共通しているわけでございます。そこで、例外的措置として、本来かけるべき課徴金でございますけれども、重要で立証に十分ふさわしい情報をもたらしてくれる者については、数を限定して課徴金の減免をするということによって摘発率を上げる。それから、こういうスキームが入りますと、業者間でカルテル、談合というものをしにくくなるという牽制力にもなる。こういうことを目的にいたしまして導入させていただこうということでございます。

・・・課徴金は、違反行為があれば一律に課されるべきものとして設計されております。それに対して、先ほど申し上げましたように、当局がわからずじまいで社会的な損害がはびこっているというのは何としても防がなきゃいかぬ、そういう意味で、その手段としてリーニエンシーを入れる、こういうことでございますので、これは何かやっていたら御褒美を上げますということではございませんで、本来取るべき課徴金を、それを犠牲にしても減免する価値があるというものに限定すべきであるというのが、抽象的ではございますが、基本的考え方でございます。したがって、私どもは、これは限定しなきゃいかぬ。いろいろ議論しましたのですが、一人だけではその情報の正確性を検証するのが難しいかもしれない。今までの私どもの調査、検査の経験等にも照らしまして、まあ三人いれば、三社あればかなり確度の高い情報がもたらされるのではないかとということで三社にさせていただいたわけでございます。

平成17年4月14日(参)経済産業委員会 竹島公正取引委員会委員長

このリーニエンシーというのはあくまでも、黙って、今のような状態でありまして、国際カルテルはもちろんのことでございますが、それ以外のカルテル、談合については、結局、密室で決めて証拠も残さないと。その上に大変有能な弁護士も付いているという世の中になっておりまして、今のままではなかなか本当の意味の不正というものが暴けないという実情があるわけでございます。そこで、その若干の、若干といいますか、その者に対してはインセンティブでございますが、課徴金減免というものを与えることによってそれ以上の悪、それによる社会的な損害を被っているものを排除しようというメリットを得ようという制度でございます。的確な情報をいかに得るかというところに目的がございまして、そういう意味で、それに該当しないものは当然排除しますが、悪用についての罰則というところまでは手当てをしておりません。それでまた十分に動くだろうというふうに思っております。

・・・じゃ本人はただにしてもらって、それは不当利得を懐に入れることになるのではないかと、それは御指摘のとおりでございます。それをどのように、先生の言うように謝礼とあれするかどうかは、それはもう先生の御判断でございますが、いずれにしてもこのインセンティブ、そういうインセンティブを与えて、それできちんとした情報を得て、談合であれば税金の無駄遣いにもなっているわけでございますし、それからカルテルであれば、それを買う、買って加工する事業者も最終の消費者もみんな大変な経済的な損失を被っているわけでございますので、そういう損失を是正させるという大きなメリットがあるわけございまして、その正にはかりに掛けた場合に、その本人、違反行為を犯していただけたけれども、本来は払うべき課徴金を払わないということのマイナス面を補って余りあるものがあるというふうに考えておりまして、そういうものとして御理解をいただきたいというふうに思います。

課徴金減免制度に関する過去の国会答弁等

イ 適用事業者数を限定する趣旨

平成16年11月19日(衆)経済産業委員会 竹島公正取引委員会委員長

人数を三社に限定している趣旨でございますが、これは、課徴金というのは、違反行為を犯した事業者に対しては一律にかけるべきものということでございます。したがって、その例外というものは当然限定されるべきであるということでございまして、リーニエンシーというのは、まさにその例外として設けさせていただいている。特に、イの一番に、当局が知らないうちに情報をもたらした者については一〇〇%というのが一番みそになっているわけございまして、二番目、三番目の者についてはもっと御褒美はちっちゃんとなるというところがこの制度のみそでございます。そういうことで、我々としては、一社だけでは情報が確実かどうか、真実かどうかというのは判定しにくいので、我々の実務経験からいって、三社が認められれば、それ相応の、我々にとって証拠をきちんと収集するに値するようなことができるだろうということでさせていただいている。いろいろ経済界との議論でも、我々、その他との議論でもございまして、何もそういうことをする必要はないじゃないか、欧米ではもっと認めているじゃないかという御議論もありましたけれども、私どもとしては、やはり、特に立入調査した後、何か言ってくればどんどん認めるということでは、違法行為を働くときもおてつないで談合、カルテルをやって、ばれちゃったということになったら、またおてつないで公正取引委員会に来ればまけてくれるというのでは、これはどういうものかと思っております、そういうわけにはいかないというふうに考えているわけでございます。

平成17年4月6日(参)本会議 細田内閣官房長官

同制度は、法定された基準に合致すれば非裁量的に減免することで透明性を確保するものであります。また、課徴金制度は一律に一定の算定率に基づく額を課すことで違反行為防止の目的を達成しようとするものであることから、減免対象者数は限定する必要があります。同時申請を認めると、違反事業者の多くが共同して報告し、やり得となり、課徴金制度の趣旨が没却されることから問題であると考えております。

平成17年4月14日(参)経済産業委員会 竹島公正取引委員会委員長

そこで、なぜ絞っているのかということでございますが、これはそもそもが、違反をした者は払わなきゃならぬと、一律一〇%なり四%払わなきゃならぬということになっているものを、特別にこういう場合には免除しましょう、減免しましょうということでございますので、カルテル、談合をやるときも一緒にやって、減免制度を申請するときも一緒にやって来るというんでは、これは何のためのそもそも課徴金制度だと、こういうことになりますので、そういうことは認められないと。で、やっぱり絞らざるを得ないと。で、絞るときに、三名、これは我々の経験則でございまして、一名では、後のことを考えました場合に、一人だけの情報でもってその客観性を云々するというのはやっぱりちょっと無理があるだろうと。我々の経験則からいうと三名、三社の情報があれば全体を解明するのに相当意味のある情報を得られるんじゃないかと、こういうところから三名までと、三社までと、こういうことにさせていただいているわけです。

課徴金減免制度に関する過去の国会答弁等

ウ 減免申請者の刑事告発について

平成17年4月14日(参)経済産業委員会 竹島公正取引委員会委員長

まず、課徴金減免制度を使って申告してきた事業者、第一番目の者についてはこれは告発をしないというのが我々の方針でございますが、これは法律成立後の告発方針の、新しい告発方針を定めさせていただきますが、その中できちんとあわせていただきたい。二番目、三番目については、これはケース・バイ・ケースといいますか、一概に告発しないとは言いきれません。告発するとも言いきれない。その辺はそれぞれの個別の事案に接して判断をしていくということになると思いますが、少なくとも一番目の者について刑事告発をしないという私どもの方針につきましては、これは法務省さんの方でもそのことについては、公正取引委員会が専属告発権も持った上でそういう判断をしたということについては十分尊重していただく、いただくということに、お聞きをしておりますので、そこはスムーズにいくだろうというふうに私どもは思っております。

平成17年3月11日(衆)経済産業委員会 大林法務省刑事局長

独占禁止法違反事件は、いわゆる親告罪であり、当該事件について公正取引委員会からいずれの事業者に対しても告発がなされなければ刑事訴追をすることはできません。一部の事業者を被疑者とする告発がなされた場合、告発されなかった被疑者につきましては、検察官において、その訴追裁量権の行使に当たり、専属告発権限を有する公正取引委員会があえて刑事告発を行わなかったという事実を十分考慮することになると考えられますので、措置減免制度は有効に機能するものと考えております。

課徴金減免制度に関する過去の国会答弁等

(2) 平成21年改正時の国会答弁

平成21年4月22日(衆)経済産業委員会 竹島公正取引委員会委員長

今は先着三名ということでございますが、五名にふやしました。これは、やはりリーニエンシー申請をすることによって、公正取引委員会にもっと有効な、優良な情報をいただきたい、こういう趣旨であります。ただ、五名といっても、我々が立入検査した後は三名に限る、
こういうことでありまして、我々にとって価値のある情報をもう少しいただいてもいいだろう、それでリーニエンシー、課徴金減免制度を利用する意欲がもっとふえるだろう、ということで、三を五にふやさせていただきました。

平成21年4月24日(衆)経済産業委員会 竹島公正取引委員会委員長

それで、日本の場合は、最初は三名にいたしました。今回なぜ二つふやして五社にするのかということでございますが、これは、絶対五社にしなきゃならぬというものじゃないかもしれませんが、この二年間の宿題を受けての検討過程において、やはり立入調査前の情報というのは、たくさんとった方がもちろんいいと。そのためには若干ふやしてもいいんじゃないか、こういう御議論がありまして、ただし、公取が立ち入ってきてから、もうばれちゃってから、ああ、やっていましたと言ってきかたって、それはだめだよということで、事前の申告については、今三社に限られていますけれども、それは五社ぐらいにしていればいいんじゃないかと。私どもも、確かにそれはそうだなと。それで、それを認めたからといって、本来課すべき課徴金があるものをすごく毀損するということもないというふうに判断いたしまして、三名を五名、ただし、それは立入検査前に限る、こういうことにさせていただいているわけでございます。

平成21年5月26日(参)経済産業委員会 竹島公正取引委員会委員長

その中で、これは増やした方がいいんじゃないかと。その趣旨は、より良い情報が集まるということで、そういう提言をいただいているわけです。これは、確かにより多い人に認めた方がいい情報が集まりやすい、しかし、だんだんとその付加価値は減ってくると、こういうものだと思いますし、たくさんの方の事業者がリーニエンシーの道を開いちゃうと、何も急ぐことはないということになりますので、すべて一長一短がある。当初は先着三名ということにさせていただいて導入したわけですが、そのときも二社でいいかどうか、いや、もっと増やせという、いろんな御議論があった中で三社にさせていただいたということでございまして、私どもとしては事前の、我々が具体的な端緒情報を持っていない段階で、すなわち立入調査をする前に情報が欲しいというのが本音でございます。立入調査をした後の情報も意味がなくなるんですが、これよりも前の方が有り難い。それに対するインセンティブとして、やっぱり三社よりも増やした方が、何でその五社と、四社じゃなくて五社というふうになりますと、これはかくかくしかじかということをもう本当にクリアカットに御説明申し上げるのは難しいんですが、今るる申し上げていますような背景で、増やした方が、プラス、マイナスはあるにしてもリーニエンシーの活用というものが促されて、それによって公正取引委員会により役に立つ情報が入って、それで法律の執行がより厳正化されると、こういうことにつながるという考えの下に三社を五社にさせていただくと。ただ、事後は、五社に増やすと、これ付加価値の低い情報を何で三割引きのものに更に増やすんだということになりますので、それはもうやめます、それは。事後はもう三社までですと。事前についてインセンティブを与えると、こういうことでございまして、なかなかクリアカットなお答えでなくて申し訳ございませんが、そういう次第でございます。

課徴金減免制度に関する過去の国会答弁等

(3) 課徴金減免制度に関する審判決

愛知電線(株)による審決取消請求事件 平成25(行ケ)第54号 (平成25年12月20日)

課徴金減免制度は、平成17年法律第35号による法の改正で初めて導入されたもので、平成21年法律第51号により拡充がされると共に項番号が変更されて現在に至っており、公正取引委員会の調査に全面的に協力して報告等を行った違反事業者に対し、その報告等の順番に応じて機械的に課徴金の減免を認めることにより、密室で行われて発見、解明が困難なカルテル、入札談合等の取引制限行為の摘発や事案の真相究明、違法状態の解消及び違反行為の防止を図るという趣旨に出たものである。…調査開始日より後にされた報告等につき期間を限定して課徴金減免制度の適用の余地を認めた趣旨は、調査開始後であっても、一定期間内に違反事業者が当該違反事実に係る報告を自ら取りまとめて提出し、公正取引委員会の把握していない事実が明らかになれば、事件の全容の解明に資することとなって減額を認めることになお合理性があるものの、公正取引委員会による調査が進んだ後において報告等が行われても事案の解明に資することにはならないというものと解される。

以上のように、課徴金減免制度の適用の有無及び内容は、当該違反行為に係る違反事業者が何番目に報告等を行ったか、当該事業者より前に報告等を行った事業者が何社あったか、さらに調査開始日より後の報告等についてはその内容が既に公正取引委員会が把握している事実に係るものか否かといった、違反事業者自身は事前に知り得ない多分に偶然的ともいえる事情によって左右されるものである。

(株)フジクラに対する件 平成22年(判)第15号及び第16号(平成23年12月15日)

改正前の独占禁止法第7条の2第7項ないし第13項が規定する課徴金減免制度の趣旨は、カルテル等の違反行為が密室で行われる行為であり、その発見及び解明が困難であることから、事業者に対し違反行為から離脱して公正取引委員会に違反行為を自発的に報告する誘因(インセンティブ)を与えることにより、違反行為の摘発や真相究明を容易にするとともに、カルテル等の崩壊を促進させ、違反行為を防止することにあるものと解される。

…また、被審人は、既に違反行為を終了して除斥期間が経過した事業者については、処分対象となる違反行為に関する有益な情報や資料を保有している可能性が典型的に低いため、事案の究明が容易になるわけではなく、また、違反行為からの離脱を慫慂(しょうよう)する効果もないから、課徴金減免制度の趣旨が当てはまらない旨主張する。しかし、課徴金減免制度は、限定された者に対してのみ課徴金減免の恩恵を与える仕組みとすることにより、全ての違反行為者に対し、いち早く公正取引委員会に情報を提供しなければならないというインセンティブを高めようとするものであり、その結果として、違反行為の摘発や真相究明、既存のカルテル等の崩壊や違反行為の防止という目的の達成を図ろうとするものであると考えられる。そうすると、特定の事業者について、当該違反行為から既に離脱し、その後除斥期間が経過したため有益な情報を保有している可能性が低いなどの個別の事情があるとしても、そのことから直ちに、現に課徴金減免申請を行った当該事業者を先順位申請者から除外して申請順位を判定すべきであるということにはならない。さらに、違反行為者のうち課徴金納付義務のない事業者には、除斥期間が経過した事業者のみならず、対象商品又は役務の売上額(独占禁止法第7条の2第1項本文)が存在しない事業者や、課徴金額が同項ただし書に該当する事業者も含まれ、これらの事業者については、違反行為について有益な情報を有している可能性が典型的に低いとか、違反行為からの離脱を慫慂(しょうよう)する効果がないなどの事情は認められない。

事件ごとの違反行為者数と減免適用事業者数

参考7-11

番号	措置日	事件名	違反行為者数	減免適用者数
1	平成21年2月18日	塩化ビニル管及び同継手の製造販売業者に対する件	6社	3社
2	平成21年3月18日	国際航空貨物利用運送事業者らに対する件	12社	1社
3	平成21年3月30日	架橋高発泡ポリエチレンシートの製造販売業者に対する件	5社	2社
4	平成21年6月23日	国土交通省が北海道開発局において発注する車両管理業務の入札参加業者に対する件	4社	2社
5	平成21年6月23日	国土交通省が東北地方整備局において発注する車両管理業務の入札参加業者に対する件	4社	2社
6	平成21年6月23日	国土交通省が関東地方整備局において発注する車両管理業務の入札参加業者に対する件	7社	2社
7	平成21年6月23日	国土交通省が北陸地方整備局において発注する車両管理業務の入札参加業者に対する件	3社	2社
8	平成21年6月23日	国土交通省が中部地方整備局において発注する車両管理業務の入札参加業者に対する件	4社	2社
9	平成21年6月23日	国土交通省が近畿地方整備局において発注する車両管理業務の入札参加業者に対する件	5社	2社
10	平成21年6月23日	国土交通省が中国地方整備局において発注する車両管理業務の入札参加業者に対する件	2社	2社
11	平成21年6月23日	国土交通省が四国地方整備局において発注する車両管理業務の入札参加業者に対する件	2社	2社
12	平成21年6月23日	国土交通省が九州地方整備局において発注する車両管理業務の入札参加業者に対する件	4社	2社
13	平成21年7月10日	岡山市所在の市立中学校の修学旅行を取り扱う旅行業者に対する件	5社	3社
14	平成21年8月27日	店売り取引により販売されるGL鋼板の製造販売業者に対する件	7社	3社
15	平成21年8月27日	ひも付き取引により軽量天井地下地材製造業者向けに販売されるGI鋼板の製造販売業者に対する件	5社	3社
16	平成21年8月27日	ひも付き取引により建材製品製造業者向けに販売される特定カラー鋼板の製造販売業者に対する件	6社	3社
17	平成22年1月27日	東京電力株式会社及び電源開発株式会社が発注する電力用電線の見積り合わせ又は競争入札の参加業者に対する件	3社	3社
18	平成22年1月27日	東北電力株式会社が発注する電力用電線の見積り合わせの参加業者に対する件	3社	2社
19	平成22年1月27日	中部電力株式会社が発注する電力用電線の見積り合わせ又は競争入札の参加業者に対する件	3社	3社
20	平成22年1月27日	北陸電力株式会社が発注する電力用電線の見積り合わせの参加業者に対する件	3社	2社
21	平成22年1月27日	中国電力株式会社が発注する電力用電線の見積り合わせ又は競争入札の参加業者に対する件	3社	3社
22	平成22年1月27日	九州電力株式会社が発注する電力用電線の見積り合わせの参加業者に対する件	3社	3社
23	平成22年1月27日	沖縄電力株式会社が発注する電力用電線等の見積り合わせの参加業者に対する件	3社	3社
24	平成22年3月30日	防衛省航空自衛隊が発注する什器類の製造業者に対する件	6社	1社
25	平成22年4月9日	川崎市が発注する下水管きょ工事の入札参加業者に対する件	24社	1社

事件ごとの違反行為者数と減免適用事業者数

番号	措置日	事件名	違反行為者数	減免適用者数
26	平成22年4月22日	青森市が発注する土木一式工事の入札参加業者に対する件	34社	1社
27	平成22年5月21日	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが発注する光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件	3社	1社
28	平成22年5月21日	全国情報通信資材株式会社が発注する熱収縮スリーブの製造業者に対する件	3社	1社
29	平成22年5月21日	東日本電信電話株式会社等の事業者が発注するFASコネクタの製造業者に対する件	6社	1社
30	平成22年5月21日	東日本電信電話株式会社等の事業者が発注する光ファイバケーブル製品の製造業者に対する件	8社	1社
31	平成22年11月18日	建設・電販向け電線の製造業者及び販売業者に対する件	6社	4社
32	平成23年5月26日	エアセパレートガスの製造業者及び販売業者に対する件	4社	2社
33	平成23年6月24日	LPガス容器の製造業者に対する件	6社	3社
34	平成23年7月22日	VVFケーブルの製造業者及び販売業者に対する件	11社	4社
35	平成23年12月20日	LPガス供給機器の製造業者に対する件	4社	4社
36	平成24年1月19日	トヨタ自動車株式会社等が発注する自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の見積り合わせの参加業者に対する件	3社	3社
37	平成24年1月19日	ダイハツ工業株式会社が発注する自動車用ワイヤーハーネスの見積り合わせの参加業者に対する件	3社	3社
38	平成24年1月19日	本田技研工業株式会社が発注する自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の見積り合わせの参加業者に対する件	3社	3社
39	平成24年1月19日	日産自動車株式会社等が発注する自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の見積り合わせの参加業者に対する件	2社	2社
40	平成24年1月19日	富士重工業株式会社が発注する自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の見積り合わせの参加業者に対する件	3社	3社
41	平成24年10月17日	国土交通省が四国地方整備局土佐国道事務所において発注する一般土木工事の入札参加業者に対する件	31社	2社
42	平成24年10月17日	国土交通省が四国地方整備局高知河川国道事務所において発注する一般土木工事の入札参加業者に対する件	27社	2社
43	平成24年10月17日	国土交通省が四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所において発注する港湾土木工事の入札参加業者に対する件	24社	1社
44	平成24年10月17日	高知県が発注する土木一式工事の入札参加業者に対する件	24社	2社
45	平成24年11月22日	本田技研工業株式会社が発注する自動車用オルタネータの見積り合わせの参加業者に対する件	3社	2社
46	平成24年11月22日	スズキ株式会社が発注する自動車用オルタネータの見積り合わせの参加業者に対する件	10社	3社

事件ごとの違反行為者数と減免適用事業者数

番号	措置日	事件名	違反行為者数	減免適用者数
47	平成24年11月22日	本田技研工業株式会社が発注する自動車用スタータの見積り合わせの参加業者に対する件	10社	2社
48	平成24年11月22日	スズキ株式会社が発注する自動車用スタータの見積り合わせの参加業者に対する件	4社	3社
49	平成24年11月22日	スズキ株式会社が発注する自動車用ワイパシステムの見積り合わせの参加業者に対する件	2社	1社
50	平成24年11月22日	日産自動車株式会社等が発注する自動車用ワイパシステムの見積り合わせの参加業者に対する件	2社	1社
51	平成24年11月22日	富士重工業株式会社が発注する自動車用ワイパシステムの見積り合わせの参加業者に対する件	2社	1社
52	平成24年11月22日	本田技研工業株式会社が発注する自動車用ラジエータ及び電動ファンの見積り合わせの参加業者に対する件	2社	1社
53	平成24年11月22日	富士重工業株式会社が発注する自動車用ラジエータ及び電動ファンの見積り合わせの参加業者に対する件	2社	1社
54	平成25年3月22日	日産自動車株式会社等が発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの見積り合わせの参加業者に対する件	3社	3社
55	平成25年3月22日	トヨタ自動車株式会社が発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの見積り合わせの参加業者に対する件	3社	3社
56	平成25年3月22日	富士重工業株式会社が発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの見積り合わせの参加業者に対する件	3社	3社
57	平成25年3月22日	三菱自動車工業株式会社が発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの見積り合わせの参加業者に対する件	2社	2社
58	平成25年3月22日	マツダ株式会社が発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの見積り合わせの参加業者に対する件	2社	2社
59	平成25年3月29日	産業機械用軸受・自動車用軸受の製造販売業者に対する件	4社	3社
60	平成25年6月13日	異性化糖の製造業者に対する件	10社	1社
61	平成25年6月13日	水あめ・ぶどう糖の製造業者に対する件	10社	1社
62	平成25年7月11日	段ボール用でん粉の製造販売業者に対する件	8社	1社
63	平成25年12月20日	東京電力株式会社が本店又は支店において発注する架空送電工事の工事業者に対する件	8社	2社
64	平成25年12月20日	東京電力株式会社が茨城支店、埼玉支店、千葉支店又は東京支店において発注する架空送電工事の工事業者に対する件	11社	2社
65	平成25年12月20日	東京電力株式会社が発注する地中送電ケーブル工事の工事業者に対する件	6社	4社
66	平成26年1月31日	関西電力株式会社が発注する架空送電工事の工事業者に対する件	66社	4社

事件ごとの違反行為者数と減免適用事業者数

番号	措置日	事件名	違反行為者数	減免適用者数
67	平成26年1月31日	関西電力株式会社が発注する地中送電工事の工事業者に対する件	22社	5社
68	平成26年3月18日	北米航路における自動車の海上運送業務を行う船舶運航事業者に対する件	4社	3社
69	平成26年3月18日	欧州航路における自動車の海上運送業務を行う船舶運航事業者に対する件	5社	4社
70	平成26年3月18日	中近東航路における自動車の海上運送業務を行う船舶運航事業者に対する件	3社	3社
71	平成26年3月18日	大洋州航路における自動車の海上運送業務を行う船舶運航事業者に対する件	3社	3社
72	平成26年6月19日	大口需要者向け段ボールケースの製造業者に対する件	57社	1社
73	平成26年9月9日	鋼球の製造業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について	2社	2社
74	平成27年1月20日	北海道に所在する農業協同組合等が発注する低温空調設備工事の工事業者に対する件	3社	2社
75	平成27年3月26日	農業協同組合等が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設の製造請負工事等の施工業者に対する件	8社	5社
76	平成27年10月9日	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線消融雪設備工事の入札参加業者に対する件	11社	4社
77	平成28年2月5日	東北地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムの製造販売業者に対する件	6社	3社
78	平成28年2月5日	新潟地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムの製造販売業者に対する件	6社	3社
79	平成28年2月5日	北陸地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムの製造販売業者に対する件	5社	3社
80	平成28年2月10日	農業協同組合等が北海道の区域において発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設等の製造請負工事等の施工業者に対する件	7社	3社
81	平成28年3月29日	アルミ電解コンデンサの製造販売業者に対する件	4社	1社
82	平成28年3月29日	タンタル電解コンデンサの製造販売業者に対する件	4社	2社
83	平成28年7月12日	東京電力が発注する電力保安通信用機器の製造販売業者に対する件	3社	3社
84	平成28年9月6日	東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加業者に対する件	20社	4社
85	平成28年9月21日	東日本高速道路株式会社関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加業者に対する件	8社	5社

(注1)平成28年10月1日現在の公表情報を基に作成。

(注2)平成22年1月1日から減免適用事業者数が5社に拡大。

(注3)違反行為者数が減免制度の最大適用事業者数を超過している事件数は44件(表中で緑色網掛けしたもの。)

カルテル事件における制裁金の免除及び減額に関する委員会告示（仮訳）

(2006/C 298/11)

I イントロダクション

- (1) この告示は、共同体に影響を及ぼす秘密カルテルに関与している又は関与していた 事業者による委員会の審査における協力への報酬の枠組みを設定するものである。カルテルとは、2 以上の競争者間における、市場における競争行為の調整、及び（又は）購入又は販売価格若しくはその他の取引条件の固定、生産又は販売数量の分配、入札談合を含む市場分割、輸入又は輸出制限、及び（又は）他の競争者に対する反競争的行動といった行為を通じた競争の関連要素へ影響を与えることを目的とした、同意及び（又は）調整された行為である。このような行為は、EC 条約第 81 条¹の最も深刻な違反である。
- (2) 事業者は、通常行われるであろう競争を人為的に制限することによって、製品開発及び更に効率的な生産方法の導入の双方について革新に導く圧力をまさに回避している。また、そのような行為を行っている生産者から原材料や部品を購入する共同体内の企業は、より高値で購入させられることになる。それらは最終的には、不自然な価格や消費者の選択肢の減少といった結果をもたらす。長期的にみて、そのような行為は競争意欲の減殺及び雇用機会の減少をもたらす。
- (3) 秘密カルテルは、まさにその性質により、多くの場合、それに関係する事業者又は個人の協力なしに発見及び審査をすることは困難である。したがって、委員会は、共同体において、この種の違法な行為に関係している事業者で、行為への参加を止め、委員会の審査に協力することを望む者に報償を与えることは有益であると見なす。秘密カルテルが摘発され処罰されることを確保することによる消費者及び市民の利益は、委員会がそのような行為を摘発し制止することを可能にした事業者に制裁金を課すことによる利益よりも価値がある。
- (4) 委員会は、カルテルの存在の摘発における事業者との協力は、本質的な価値を有すると見なす。審査の開始又は違反行為の探知の決め

¹ このテキストにおける EC 条約第 81 条の引用は、EEA 協定第 56 条に定めるルールに従って委員会によって適用される際の EEA 協定第 53 条にも及ぶ。

手となる貢献は、一定の追加的な要件が満たされることを条件として、事業者に対する制裁金の免除を認容することを正当化し得るものである。

- (5) さらに、1 以上の事業者による協力は、委員会による制裁金の減額を正当化し得る。制裁金のいかなる減額も、委員会による違反の立証に対する事業者の実際の貢献を、貢献の質及び時期の点から、反映しなければならない。減額は委員会が既に保有する証拠に著しい価値を付加する証拠を提供した事業者に対してのみ認容される。
- (6) 既存の資料の提出に加え、事業者は、カルテルについての自らの知識及び本リーニエンシー・プログラムに基づき提出されることが特別に準備された中での自らの役割に関する自発的な提示を委員会に提供することができる。これらの自発性は、効果的な審査及び違反行為の終結に役立つと判明しており、事業者は民事訴訟において発せられる開示命令により思いとどまらされるべきではない。潜在的なリーニエンシー申請者は、もし民事手続において、協力をしない会社に比べて、自らの立場が損なわれるかもしれない場合は、告示に基づく委員会との協力を断念する可能性がある。そのような望ましくない効果は、カルテル事件についての EC 条約第 81 条の効果的な公的執行を確保することに関する公共の利益、及びその結果続いて起こる又は並行して起こる効果的な民事執行に深刻な悪影響を与える。
- (7) 条約によって委員会に授けられた競争事案に関する監視業務は、審査を行い個々の違反行為を処罰する職務を含むだけでなく、全般的執行方針を追及する職務をも含むものである。公共の利益におけるコーポレートステートメントの保護は、委員会の内部のみにおいて、及び正式な異議告知に続く、通常は単独の場合において、利用し得るコーポレートステートメントを提出することによる両者の利益の結合が法的に可能な限りにおいては、委員会の手続における事業者の防御権を守るために、異議告知書の他の名宛人へのそれらの開示を妨げるものではない。さらに、委員会は、EC 規則第 45/2001²に基づく義務に従い、本告示の文脈における個人情報加工処理することとする。

II 制裁金の免除

A. 制裁金免除を受ける資格を得るための要件

² OJ L8, 12.1.2001, p.1.

(8) 委員会は、共同体に影響を及ぼすカルテルに対する参加を暴露した事業者が、以下に掲げる措置を委員会が採ることを可能とし得る情報及び証拠を最初に提供した事業者である場合、その課されるであろう制裁金を免除することを容認する。

(a) 当該カルテルに関連した立入検査の実施³、又は

(b) 当該カルテルに関連したEC条約第81条違反の認定

(9) (8) (a)に挙げている意味において、委員会が立入検査 (targeted inspection) を実行できるようにするために、事業者は委員会に対して、少なくとも以下に挙げる情報と証拠を、立入検査を危うくしないと委員会が見なす限りは、提供しなければいけない。

(a) 申請者が知る限りにおける、次の事項を含むコーポレートステートメント⁴

- ・ 目的・活動・機能を含めたカルテル協定についての詳細な説明、関連商品又はサービス・地理的範囲・カルテルの期間・カルテルの影響を受ける市場規模の概算、カルテル行為の正確な日時・場所・内容・参加者、申請を裏付けるために提供された証拠に関係するすべての関連した説明
- ・ 免除申請を提出する法人 (legal entity) の名前及び住所、同様に、カルテル行為に参加している (参加していた) 他のすべての事業者の名前及び住所
- ・ 申請者が知る限りにおいて、申請者の代わりに関わった個人も含め、当該カルテルに現在又は過去関わったすべての個人の名前・役職・職場の所在地・必要に応じて自宅住所
- ・ 当該カルテルについて、EU内外の他の競争当局への過去又は今後の行う予定としている接触に関する情報

(b) 申請時点において申請者が保有している又は入手可能な当該カルテルに関するその他の証拠。これには、特に違反行為が行われた時点のすべての証拠を含む。

(10) 提出時点において、委員会が既に当該カルテルに関連する検査を実施するための決定を採択するために十分な証拠を有している、又は当該カルテルに係る検査を既に行っていた場合、(8) (a)に定める免除は容認されない。

³ 基準の評価は、事前に行わなければならないこととする、すなわち、立入検査の成功又は不成功の如何や、立入検査が行われたか又は行われなかったかについては考慮しないこととする。

⁴ コーポレートステートメントは、事業者又は事業者の代理人により署名された文書の形式、又は口頭で為すことが可能。

(11) (8) (b)に基づく免除は、委員会が当該証拠の提供を受けた時点において、当該カルテルに関して条約第 81 条の違反を認定するために十分な証拠を有しておらず、かつ、当該カルテルに関していかなる事業者も (8) (a)に基づく制裁金の条件付免除を認容されていないという条件の下でのみ認容される。資格を与えられるために、事業者は、(9) (a)に特定されている情報を含むコーポレートステートメントのみならず、同時に、委員会が 81 条の違反行為を認定できるような、有罪を示すカルテルの証拠を提供する最初の者でなければならない。

(12) (8) (a), (9) 及び (10) 又は (8) (b) 及び (11) に定める条件に加えて、制裁金の免除を認容するいかなるケースにおいても、次の条件がいずれも満たされなければならない。

(a) 当該事業者は、申請を提出した時から委員会による行政手続の全般にわたり、継続的かつ迅速に、誠実⁵かつ全面的に協力する。これには以下が含まれる。

- ・ 委員会に対して速やかに当該カルテルに関係するすべての情報及び所有を引き継いだ又は入手可能な証拠を提出すること
- ・ 事実の立証に貢献する委員会のいかなる要求に対しても迅速に応えられるようにしておくこと
- ・ 委員会の聞き取りに現在の従業員及び役員（可能であれば前職も含む）を資すること
- ・ 当該カルテルに関する情報及び証拠を破壊、偽装又は隠匿しないこと、及び
- ・ 同意があった場合を除き、委員会が当該事件の異議告知書を発出する以前に申請を行った事実及びその申請のいかなる内容も公表しないこと

(b) 当該事業者は、検査の完全性の保全のために合理的に必要と委員会が考えた場合を除き、申請後直ちに当該カルテルの関与を終了すること。

(c) 委員会に対する申請の検討において、事業者は当該カルテルの証拠を破壊、偽装又は隠匿したり、他の競争当局への通知を除き、申請が検討中である事実及びそのいかなる内容も公表してはならない。

(13) 他の事業者に対してカルテル行為に参加するよう又はカルテル行為を続けるよう強要した事業者は、制裁金免除を受ける資格は

⁵ 特に、申請者は正確な、誤りを招くことのない、完全な情報を提供することが求められる。2006 年 6 月 29 日の事件番号 C-301/04, 欧州委員会 v SGL Carbon AG ほか, パラグラフ 68-70 に関する欧州司法裁判所判決, 2005 年 6 月 28 日の事件番号 C-189/02P, C-202/02P, C-208/02P 及び C-213/02P, Rørdindustri A/S ほか v 欧州委員会, パラグラフ 395-399 判決参照。

ない。もし関連する要件を満たし、すべての条件に合致する場合は、制裁金減額の資格が与えられる可能性は残されている。

B. 手続き

(14) 制裁金の免除申請を望む事業者は、欧州委員会競争総局に接触することが必要である。事業者は、(8) (a) 又は (8) (b) の条件を適切に満たすために、制裁金免除について委員会に対し、マーカ―としての一次的な申請を行うこと又は直ちに正式申請を行うことが可能である。委員会は、異議告知書が発出された後に提出された制裁金の免除申請には注意を払わない。

(15) 委員会は、申請者に対し必要な情報や証拠を収集する時間的余裕を与えるため、事案ごとに決定される一定期間、申請者として免除を与えられる順位を保護するマーカ―を与えることができる。マーカ―を確保するための要件として、申請者は、委員会に対し、申請者の名称、住所、当該カルテルへの参加者、当該カルテル行為の性質に関する情報を提供しなければならない。申請者は、委員会に対して、当該カルテルに関して他の当局に対して過去になされたもしくは将来なされるであろうリーニエーション申請についての情報を提供し、マーカ―を要求する必要性を主張すべきである。マーカ―が与えられた場合、委員会は、申請者が免除を受けるために必要な基準を満たすための情報を提出し、マーカ―を補完しなければならない期限を定める。マーカ―を与えられた事業者は、仮定的事項をもって正式申請としてマーカ―を補完することはできない。申請者が委員会の設定した期間内にマーカ―を補完した場合、提供された情報や証拠は、マーカ―が与えられた期日に提出されたものとみなされる。

(16) 正式な免除申請を行う事業者は、次のことが必要である。

(a) 委員会に、コーポレートステートメントとともに、(8) 及び (9) に明記した、当該カルテル行為に関係する可能な限りのすべての情報と証拠を提供する、又は、

(b) まず、仮の状態の情報及び証拠を提出する。この場合、当該事業者は、後に合意した日に開示しようとしている証拠の詳細な記載リストを提示しなければならない。このリストは、その開示の仮の状態を保護するとともに、当該証拠の性格及び内容を正確に反映する必要がある。機密の部分を取り除かれた文書の写しは、当該証拠の性格及び内容を証明するために用いられる。申請事業者及びカルテルに関与した他の事業者の名前は、申請書に記載された証拠が提出されるまでは、開示する必要はない。しかしながら、当該カルテルにより関連する商品・サービス及び当該カルテルの地理的範囲は明確に特定されなければならない。

- (17) 要請があれば、競争総局は、申請の日付及び必要な場合は時間を確認する、当該事業者の制裁金免除申請の受領書を提供することとする。
- (18) 委員会が当該事業者から(16)(a)に基づき提供を受けた証拠を受領し、それが(8)(a)又は(8)(b)で定められた条件を適切に満たすことを確認した場合、委員会は、当該事業者に対し、書面をもって制裁金の条件付き免除を認容することとする。
- (19) 事業者が仮の状態で(16)(a)に基づき情報及び証拠の提供をした場合、委員会は、(16)(b)の詳細なリストに記載された証拠の性格及び内容が(8)(a)又は(8)(b)で定められた条件を適切に満たすことを確認し、それに応じて当該事業者に通知することとする。委員会は、合意した日までに証拠の開示を受け、それがリストの記載と一致することを確認した上で、当該事業者に対し書面をもって制裁金の条件付き免除を認容することとする。
- (20) 免除が受けられないことが明白になっている場合又は事業者が(8)(a)又は(8)(b)に定める条件を適切に満たしていない場合は、委員会は書面をもって当該事業者に通知することとする。そのような場合、事業者は免除申請のために開示した証拠を撤回し、又は、委員会に対し本告示のセクションⅢに基づき当該証拠を検討するよう求めることができる。この場合において、委員会が当該情報を入手するために正規の審査権限を用いることは妨げられない。
- (21) 委員会は、同一の当該違反行為に関する既存の申請について見解を採るまでは、制裁金の免除に関する他の申請については検討しないこととする。
- (22) 行政手続の終局において、当該事業者が(12)に定める条件を満たした場合、委員会は、関連する決定において当該事業者に対し制裁金の免除を認容することとする。行政手続の終局において、当該事業者が(12)に定める条件を満たしていない場合は、当該事業者は、本告示に基づく優遇を享受することはない。委員会が最終的に条件付き免除を認めた後に、免除申請者が強要者として行動したことが判明した場合は、免除が公表されない。

Ⅲ 制裁金の減額

A. 制裁金減額を受ける資格を得るための要件

- (23) セクションⅡの条件を満たさないものの、共同体に影響を及ぼすカルテルに対する参加を暴露した事業者は、その課されるであろう制裁金の減額の特典を受ける資格を得ることができる。
- (24) 事業者は、資格を得るためには、委員会が既に所有している証拠に関して著しい付加価値を示す違反行為の証拠を委員会に提供しなければならない。また、上記(12)(a)から(12)(c)に定める追加的な条件を満たさなければならない。
- (25) 「付加価値」の概念は、提供された証拠が、その性格及び（又は）その詳細さの程度によって、当該カルテルを立証する委員会の能力を強化する程度を指す。委員会は、一般的に、この評価に当たって、当該事実に関する期間中の書面による証拠が、その後に立証された証拠よりも高い価値を有するかを検討することとなる。当該事実と直接的に関連する、有罪を示す証拠は、一般的に、関連性のみを示す証拠に比べて高い価値を有するとみなされる。同様に、有力な証拠は、もし争いとなるならば補強が必要とされるような証拠よりも高い価値に属されるであろうことから、当該事件に関与した他の事業者を当てにすることになる、提出された証拠に求められる他の情報源による補強の程度は、証拠価値に影響を与えるであろう。
- (26) 委員会は、行政手続きの終局に採択されるいかなる最終決定においても、次のとおり、本来課されるであろう制裁金に関して事業者が享受することとなる減額の程度を決定することができる。
- － 重大な付加価値を最初に提供した事業者：30～50%の減額
 - － 重大な付加価値を2番目に提供した事業者：20～30%の減額
 - － 重大な付加価値をそれ以降に提供した事業者：20%までの減額
- 委員会は、これらの減額幅のそれぞれの範囲内で減額の程度を決定するため、(24)の条件を満たす証拠が提供された時期及び当該証拠が付加価値を示す程度を考慮することとする。
- 減免申請者が、委員会が違反行為の重大性又は違反期間の増加に関し追加的事実を立証するに資する、(25)の意味における有力な証拠

を提出した最初の者である場合、委員会は、その証拠を提出した事業者に対して課す制裁金の算定に当たり、当該事業者が提出した追加的事実を考慮しないこととする。

B. 手続き

(27) 制裁金の減額を望む事業者は、委員会に対して正式な申請書を作成し、本告示の(24)に従って、制裁金減額の資格を得るための当該カルテルの十分な証拠とともにそれを提出しなければならない。本告示のセクションⅢの有益な取扱いを考慮されることを望む事業者が提出する、委員会への自主的な証拠の提出は、提出の際に、制裁金減額の正式な申請の一部をなすものとして明確に確認されなければならない。

(28) 要請があれば、競争総局は、各提出の日付及び必要な場合は時間を確認する、当該事業者の制裁金減額申請書及びそれに続く証拠の提出に対して受領書を提供することとする。委員会は、同一の違反被疑行為に関する既存の条件付き制裁金免除申請について見解をとるまでは、制裁金減額申請者によるいかなる証拠の提供についても検討しないこととする。

(29) 委員会は、当該事業者によって提出された証拠が(25)に定める付加価値を構成するとの予備的な結論に至り、また、事業者が(12)及び(27)の条件を満たす場合には、当該事業者に異議告知書が通知される日までに、当該事業者に対し、(26)で定める特定の減額幅の範囲内で制裁金の減額を適用する意図を書面で通知することとする。また、委員会は、事業者が制裁金減額の資格を受けないとの予備的な結論に至った場合には、同じ期間内に、事業者に書面をもって通知することとする。委員会は、異議告知書が発出された後に提出された制裁金の免除申請には注意を払わない。

(30) 委員会は、採択される決定についての行政手続の終局において、制裁金の減額を申請した各事業者の最終的な取扱いについて評価を行うこととする。委員会は、以下について最終決定を行う。

(a) 事業者により提出された証拠が、同時に委員会が保有する証拠に対して重要な付加価値を示すかどうか

(b) 上記(12)(a)から(12)(c)に定める条件が満たされているかどうか

(c) (26)に明記する範囲内において事業者が享受する減額の正確な程度

当該事業者が(12)に定める条件を満たしていないことを委員会が察知した場合は、当該事業者は、本告示に基づくいかなる有利な取扱い

も享受しないこととする。

IV 本告示の要件を満たすためになされるコーポレートステートメント

- (31) コーポレートステートメントとは、委員会に対してある事業者により、または当該事業者のためになされる、カルテル及び当該カルテルにおける役割に関する知識の自発的な提出であって、本告示の下で提出されるよう特に準備されたものをいう。本告示に関係して委員会に対してなされるいかなる陳述も、委員会のファイルを構成し、証拠として使用され得る。
- (32) 申請者から要請を受けた場合、委員会は口頭で提供されたコーポレートステートメントを受理することができる。口頭による申請は、委員会によって録音され、文章に起こされる。理事会規則 1/2003 第 19 条⁶及び委員会規則 773/2004 第 3 条⁷に基づき、口頭でコーポレートステートメントを行った事業者は、委員会において、一定期間以内に記録に関する技術的な正確性をチェックする機会及び口頭申請の内容を修正する機会が与えられる。事業者は、上記期間内は当該権利を放棄することができ、この場合、放棄した時点で記録を承認したものとみなされる。記録に対する明示ないし黙示の承認又は修正がなされた後、当該事業者は、委員会において録音を聞き、一定期間内にトランスクリプトの正確性をチェックしなければならない。これに従わない場合には、本告示に基づく有利な取扱いを受けられなくなる可能性がある。
- (33) 異議通知書の送付を受けたもののみが、コーポレートステートメントの開示を受けることができる。この場合、開示を受ける者及びその弁護士は、開示されたコーポレートステートメントに記載されているいかなる情報についても、機械的、電子的その他いかなる方法によるかを問わず、複製をしてはならず、また、当該コーポレートステートメントにより得られた情報は以下に列挙される目的にのみ利用される。申告者のような他の当事者はコーポレートステートメント開示を受ける権利を有しない。委員会は、コーポレートステートメントのこの特定の保護は、申請者が第三者にその内容を開示した時点以降は正当化されないと見なす。

⁶ OJ L 1, 4.1.2003, p.1.

⁷ OJ L 123, 27.4.2004, p.18.

(34) 委員会保有ファイルに対するアクセスに関するルールについての委員会告示⁸に基づき、ファイルに含まれている情報は、関連する行政手続に係る欧州委員会の競争関連規定の適用に関する司法及び行政手続に利用する目的のみに限定されるという条件の下、異議通知書が送付された事業者に対してファイルが開示される。当該手続において当該情報を異なる目的で利用した場合、本告示(12)及び(27)における非協力的行為と見なされる可能性がある。さらに、このような目的外利用が、委員会が当該手続において排除措置を講じた後に行われた場合、欧州委員会は、欧州裁判所におけるいかなる法的手続の段階においても、目的外利用を行った事業者に対する制裁金の額を増額するよう請求することができる。事業者の外部弁護士の間接によって情報が目的外利用された場合、欧州委員会は、懲戒措置を促す観点から、当該弁護士が所属する弁護士会に対して事実を報告する。

(35) 本告示に基づき作成されたコーポレートステートメントは、委員会規則 1/2003 第 12 条に基づき、加盟国の競争当局に対してのみ送付される。この場合、ネットワーク告示⁹に規定されている要件を満たさなければならず、また、情報を受け取った競争当局によって与えられる情報公開に対する保護は、委員会によるものと同レベルのものでなければならない。

V 一般的な考慮事項

(36) 当該申請が委員会 1/2003 第 25 条 1 項 b 号に規定されている制裁金賦課に係る 5 年間の期間制限に該当するような侵害であることが明らかになった場合、このような申請には法的利益がないため、委員会は条件付免除を与えるかどうか、もしくは申請に対して恩惠的措施を与えるかどうかについて、判断を下さないこととする。

(37) この告示は、官報の発行日以降、カルテル行為における制裁金の免除及び減額に関する 2002 年委員会告示に代わり、事業者が旧告示で定める有利な取扱いを利用するために委員会に接触している場合を除いて、あらゆる事件に適用される。しかしながら、現行の告示の(31)から(35)は、告示の発行時から、制裁金の免除又は減額についてのすべての保留中の申請又は新たな申請に適用される。

⁸ OJ C 325, 22. 12. 2005, p. 07.

⁹ 競争当局のネットワークにおける協力に関する委員会告示, OJ C 101, 27. 4. 2004, P. 43.

- (38) 委員会は、この告示が、事業者が委員会にカルテルの存在を明らかにする際に頼みにするであろう正当な期待をもたらすものであることを認識している。
- (39) 委員会の慣行に従い、事業者が行政手続きにおいて委員会に協力したという事実は、制裁金の免除又は減額の理由を説明するために、いかなる決定においても示されることとなる。制裁金の免除又は減額が認容されたという事実は、EC 条約第 81 条に違反する行為に関与したことによる民事上の責任から事業者を保護するものではない。
- (40) 委員会は、一般的に、この告示に関して受領した資料及び書面によるステートメント又は記録されたステートメントを公開することは、たとえ決定がなされた後であっても、一定の公的利益又は私的利益、例えば、EC 規則第 1049/2001 号第 4 条¹⁰に定める検査及び審査の目的の保護を損なうものと見なす。

¹⁰ OJ L 145, 31. 5. 2001, p. 43.

調査協カインセンティブを高める制度の相互関係（例）

減免資格の付与要件

- ・違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った者であること
- ・調査開始日以降（調査開始日前の申請の場合）又は申請日以降（調査開始後の申請の場合）に違反行為をしていた者でないこと
- ・公正取引委員会によって把握されている事実に係るもの以外の事実について報告ないし資料提供を行うこと（調査開始後及び調査開始前は第4及び第5順位に限る）

調査協力減算の考慮要素

- ・調査開始日前の申請については、立入検査の確実性・正確性・迅速性を高める度合い
- ・全ての申請について、公正取引委員会が既に把握している証拠に比した付加価値の程度
- ・全ての申請について、公正取引委員会が行政処分を行うために認定する違反事実の立証への寄与の程度（違反行為の自認を含む。）

減免失格事由

- ・違反行為を継続していること
- ・違反行為を強要し、又はやめることを妨害していたこと
- ・減免申請した事実を正当な理由なく第三者に明らかにすること
- ・完全協力義務に違反すること
- ・以下の調査妨害・検査妨害等の罪に該当する行為をすること

調査妨害（課徴金加算事由）

- ・任意手続における虚偽報告、虚偽供述
- ・法47条権限の範囲外での証拠隠滅・破棄行為
- ・従業員、取引先、同業者等に対する、公正取引委員会の調査に協力しないこと又は妨害することの依頼、指示等（口裏合わせ等）
- ・従業員、取引先、同業者等に対する、調査協力を理由とする報復行為
- ・上記の行為を従業員や他の事業者に行わせること

検査妨害等の罪（刑事罰の対象）

- 法47条権限による調査における、
- ・事件関係人/参考人の不出頭、不陳述、虚偽陳述、不報告、虚偽報告
 - ・事件関係人への提出命令に対する不提出
 - ・事件関係人による立入検査の拒否、妨害、忌避

減免制度における完全協力義務

- ①公正取引委員会に対して速やかに違反行為に関係する全ての保有する情報及び入手可能な情報を提供すること
- ②公正取引委員会が行政処分を行うために必要な事実の立証に必要な情報の提供依頼（法47条に基づくものか否かを問わない）に対して迅速に回答すること
- ③公正取引委員会による事情聴取（法47条に基づくものか否かを問わない）に従業員及び役員を応じさせること
- ④公正取引委員会の承認なしに、減免申請した事実及びその内容を第三者に明らかにしないこと

- 法47条権限による調査における、
- ・鑑定人の不出頭等
 - ・事件関係人以外の者による提出命令に対する不提出、立入検査妨害等